

各介護老人保健施設 管理者 様

令和8年2月28日から令和8年4月29日までの間に開設許可の有効期間満了を迎える介護老人保健施設の開設許可の更新申請について（通知）

今回の介護老人保健施設の開設許可の更新申請手続きにつきましては、別添「令和8年2月28日から令和8年4月29日までの間に指定（許可）有効期間満了を迎える介護保険事業所及び介護保険施設の更新手続きの特例について（通知）」と併せて、次に記載する事項についてもご注意いただきますようお願いいたします。

1. みなし居宅サービス等について

介護老人保健施設の開設許可により「みなし指定」されている指定（介護予防）短期入所療養介護、指定（介護予防）通所リハビリテーション及び指定（介護予防）訪問リハビリテーションについては、本体施設の許可の更新をもって指定の更新があったものとみなされるので、**指定の更新手続きは必要ありません**。（「みなし指定」を不要とする場合は、「指定を不要とする旨の申出書」を提出する必要があります。）

2. 更新手数料について

介護老人保健施設の許可更新については、平成30年4月1日より「和歌山市手数料条例」に基づき、**審査に係る手数料として17,000円をご納付いただいております**。

手数料の納付手続きにつきましては、以下の方法があります。

※電子申請・届出システムで申請する場合は、更新申請時に、別添の「（別紙1）介護老人保健施設の許可更新手数料の納付方法について」で納付方法を選択の上、添付書類として提出してください。（別紙1）は、本市ホームページの「指定（許可）更新申請」（ページ番号：1003136）からもダウンロードできます。

（1）電子申請・届出システムで申請する場合 27 介護医療院の開設許可申請 手数料 納付書(事業者控え) の写し （別紙1）は、この欄へ添付してください。	①電子申請後、郵送された納付書を使って指定金融機関の窓口にて納付する。 ②電子申請後、法人名義のクレジットカード又は paypay アカウントを使って納付する。（決済方法の詳細は、申請受付後説明いたします。） ③電子申請後、指導監査課窓口へ来庁し、現金で納付する。（おつりのないように持参ください。できる限り午前中に来庁していただくようお願いします。）
（2）持参して申請する場合	①書類提出時に、指導監査課窓口で現金で納付する。（おつりのないように持参ください。できる限り午前中に来庁していただくようお願いします。）

※手数料納付の事務処理の都合により、介護老人保健施設は郵送での更新申請ができません。

ご不明な点がございましたら、指導監査課介護事業所指定班までお問い合わせください。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
TEL：073-435-1319
FAX：073-435-1320